

2015/11/4（水） 「都市農地活用支援センター 定期講演会 2015～

都市農業振興基本法がめざすもの～」を開催しました

本講演会は、都市農地の関係者をはじめとして幅広い層の方に、都市における貴重な資源である農地の役割と利用・保全のあり方を考える契機としていただくため、毎年、国土交通省が提唱する「土地月間」に併せて実施しています。

今回のテーマは、今年 2015 年 4 月 16 日に成立した「都市農業振興基本法」。

農業関係者のほか、行政、民間、大学等から約 130 名余の多数のご参加をいただきました。



■当センターからは、2013 年度から農水省の補助を得て実施している「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業について、今年度既に 150 件余の派遣実績が上がっていることなどを報告するとともに、10 月に発行した最新の機関紙「都市農地とまちづくり 70 号」の特集として都市農業振興基本法に関連する情報を掲載していることを紹介しました。

■講演 1

「韓国の先行例と比較して見た都市農業基本法」と題し、兵庫県立大学大学院緑環境景觀マネジメント研究科教授の平田富士男氏が講演しました。

平田氏は、日本に先んじて 2011 年に「都市農業の育成及び支援に関する法律」を制定した隣国韓国の制度について、日本の基本法と対比しながら内容を紹介すると共に、特に政府が策定している五カ年計画とその実施状況について現地で撮影した写真や VTR を用いて詳細に説明しました。(別紙比較表参照)

こうした内容は、基本法で述べている都市農地・農業の多面的な機能の活用方法を考える上で大いに参考になるものでした。

■講演 2

都市農地活用とも関係の深い定期借地権について、「公的機関における事業用定期借地権の活用状況について」と題し定期借地権推進協議会運営委員長の大木祐悟氏が講演しました。

大木氏は東日本大震災での災害公営住宅や防災等集団移転促進事業における活用状況を報告すると共に、自治体等での活用実態データを元に、事業用定期借地権について建物用途別による差異等の分析結果を発表しました。